

定例監査の結果（令和7年3月4日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和5年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	西部東厚生環境事務所・西部東保健所	令和6年11月6日	令和6年10月18日	実地
2	西部建設事務所（本所、呉支所、廿日市支所、安芸太田支所、東広島支所）	令和6年11月6日	令和6年10月1日、9日、18日、21日、23日	実地
3	県立広島病院	令和6年11月14日	令和6年10月29日、30日	実地
4	県立忠海高等学校	令和7年3月4日	令和6年12月3日	書面
5	県立広島叡智学園高等学校	令和7年3月4日	令和6年12月4日	書面

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1. 西部東厚生環境事務所・西部東保健所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 地域医療・介護保険・疾病予防に関すること
食品衛生・薬事に関すること
環境保全・廃棄物対策に関すること など

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部東厚生環境事務所 ・西部東保健所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	竹原市、東広島市、豊田郡

ウ 組織体制（人数は、令和 6 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び暫定再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部東厚生環境事務所 ・西部東保健所	49 人	4 課	厚生課、保健課、生活衛生課、環境管理課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2. 西部建設事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 道路・河川などの整備に関すること
道路・河川などの維持管理に関すること
公共用地の取得に関すること など

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部建設事務所	広島市南区比治山本町16番12号	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡
西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	
西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町11番1号	
西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計3087番地	
西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13番10号	

ウ 組織体制（人数は、令和6年4月1日現在の常勤職員及び暫定再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部建設事務所	146人	12課 1班 1事務所	事業調整特別班、建設総務課、建設業課、用地第一課、用地第二課、管理課、維持第一課、維持第二課、工務第一課、工務第二課、建築課、東部連続立体交差事業課、災害関連事業課、魚切ダム管理事務所
西部建設事務所呉支所	55人	4課 1班 1事務所	事業調整特別班、管理課、用地課、維持課、工務課、野呂川ダム管理事務所
西部建設事務所廿日市支所	50人	3課 1班	事業調整特別班、管理用地課、土木課、厳島港整備課
西部建設事務所安芸太田支所	57人	4課 1班	事業調整特別班、建設総務課、管理用地課、維持課、工務課
西部建設事務所東広島支所	79人	6課 1班 1事務所	事業調整特別班、管理課、用地課、維持課、工務第一課、工務第二課、災害関連事業課、棕梨ダム管理事務所

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について
次の工事請負契約は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の対象工事であるが、県知事（建築主事を置く市町村は市町村長）への通知を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。（西部建設事務所呉支所）

契 約 名	一般県道 大崎下島循環線 道路災害防除工事（橋梁補修）（令和 3 ・ 4 ・ 5 年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 9 条第 1 項第 2 号

3. 県立広島病院

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 県民の健康保持に必要な医療の提供
- イ 所在地 広島市南区宇品神田一丁目5番54号
- ウ 職員数（令和6年4月1日現在）
現員 1,243人（うち暫定再任用職員数 21人）
会計年度任用職員 283人
- エ 診療科 21科
（内科、精神科、神経科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、
心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻い
んこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科）
- オ 病床数（令和6年4月1日現在）
700床（一般病床650床、精神病床50床）
- カ 患者数等の状況（令和5年度）

入 院			外 来	
延患者数	1日平均患者数	病床利用率※	延患者数	1日平均患者数
180,775人	494人	79%	241,909人	996人

※新型コロナウイルス感染症患者受入に伴う病床数の変更を反映して計算している。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

ア 適正な事務処理の徹底について

今回の監査において、委託契約、工事請負契約及び郵便切手類の管理など財務に係る事務について、複数の不適正な事務処理が散見された。

地方独立行政法人広島県立病院機構による運営に移行した後においても、各種法令や規程等を遵守するとともに、組織的なチェック体制の見直し・強化など、内部統制を有効に機能させ、適正な事務執行が確保されるよう努めていただきたい。

イ 固定資産の正確な把握について

前回の監査において改善を求めていた固定資産の実地調査について、令和4年度から6年度までの3か年で全ての固定資産の実地調査を行うこととして取り組んでいるが、具体的なスケジュールや手順を定めた実施計画を作成していなかった。

地方独立行政法人広島県立病院機構による運営へ移行されることを踏まえ、固定資産を正確に把握した上で、貸借対照表等財務諸表に適正に決算数値を反映させるよう努めていただきたい。

4. 県立忠海高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 竹原市忠海床浦四丁目4-1
- ウ 教職員数（令和6年5月1日現在）
 本務者数 22人（うち暫定再任用職員数 1人）
 会計年度任用職員数 9人

エ 生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		80	80	80	240
生徒数（人）		57	40	30	127
充足率（％）		71.3	50.0	37.5	52.9
退学者（人）		2（1）			
休学者（人）		1			
進 学 就 職	大学・短大	31人（81.6％）			
	専修・各種	6人（15.8％）			
	就 職	1人（2.6％）			
	その他	0人（0.0％）			

（注）・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度（令和6年3月末現在）の状況である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

通勤手当の支給について

通勤手当の支給において、有料道路利用に係る認定額の算出を誤り、支給額が不足しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

支給不足額	1名 2,100円（令和6年7月～令和6年11月）
根 拠	職員の通勤手当に関する規則 第4条

5. 県立広島叡智学園高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- イ 所在地 豊田郡大崎上島町大串 3137 番地 2
- ウ 教職員数 (令和 6 年 5 月 1 日現在)
- 本務者数 26 人 (うち暫定再任用職員数 1 人)
- 会計年度任用職員数 13 人

エ 生徒の状況

課程	全日制			
学科・学年等	普通科			
	1	2	3	計
総定員 (人)	60	60	60	180
生徒数 (人)	41	48	45	134
充足率 (%)	68.3	80.0	75.0	74.4
退学者 (人)	4			
休学者 (人)	0			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 6 年 5 月 1 日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」は、令和 5 年度 (令和 6 年 3 月末現在) の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。